

# 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟

## 強化育成指定選手規程

### (目的)

第1条 パラリンピックを目指す若い世代の選手育成を目的とし、地域ブロック内の育成指定選手合宿及び状況に応じ強化指定選手合宿への参加、ユース等対象の国際大会派遣などの機会をつくるとともに、競技力向上だけでなく、日本代表選手としての心構え、競技規則やクラス分け、アンチ・ドーピング、スポーツ栄養、メンタル面等の理解を深め、将来の日本代表選手としてのレベルアップを目指す。

### (対象)

第2条 強化育成指定選手は、次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）登録者で平成29年1月1日から平成29年12月31日で、満14歳以上23歳以下である者。または24歳以上で本連盟登録3年以内の選手である者。ただし、26歳以上は適応しない。
- (2) 国際パラリンピック委員会登録者及び将来登録の意思のある者。
- (3) 国際パラリンピック委員会及び（公財）日本陸上競技連盟公認若しくは本連盟及び本連盟が定める地域ブロック主催の大会において、別表の育成指定選手標準記録を突破している者。
- (4) 本連盟のクラス分け委員会のクラス分けを受けている者。受けていない場合は速やかにクラス分けを必ず受けること。
- (5) 健康上の問題がなく、陸上競技を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (6) アスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得る者。
- (7) 20歳未満の選手は保護者の同意書を提出すること。

### (選考及び決定等)

第3条 強化育成指定選手の取扱いは次による。

- 1 毎年2月1日から2月末日までに申請書と関係書類等が提出された選手を、第2条に定めた項目に基づいて毎年3月中に審査・決定する。ただし、追加の審査・決定は妨げない。
- 2 審査決定は申請書等の提出があった後、育成指定選手選考委員会（以下「選考委員会」という。）が決定する。なお、選考委員会は「強化指定選手規程」にある選考委員会を持ってあてる。
  - (1) 決定された選手は強化育成指定選手として認定されるも、その後のメディカルチェック提出と医事委員会の判断が必要である。
- 3 育成指定選手認定期間は毎年4月1日から翌年3月31日まで有効とする。また、

追加の審査・決定された選手はその年度の3月31日まで有効とする。

(育成指定選手の取り消し)

第4条 第2条で定めた項目を満たさないと判断したとき、また、クラス変更や医学的問題が生じた場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 強化指定選手等の行動規定の(違反選手に対する処分)に準ずる。

(活 動)

第5条 本連盟が実施する次の事業に参加できる。

- (1) 育成指定選手合宿に参加できる
- (2) 本連盟が主催する大会及び研修会、講習会等の行事に参加できる。
- (3) 強化指定選手合宿に参加できる。(人数・対象などその都度決定)
- (4) 本連盟が派遣する国際大会に参加できる。(参加条件は大会毎に設定)

(遵守事項)

第6条 育成指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 指定された合宿への参加
- (2) 指定された国内大会への出場
- (3) 指定された当連盟行事への参加協力
- (4) 練習状況の報告
- (5) 健康など医学的状況変化の報告
- (6) アンチ・ドーピングに関する規程
- (7) 日本パラリンピック委員会、国際陸上競技連盟、(公財)日本陸上競技連盟、本連盟などの規則。

(費用負担)

第7条 費用負担は次による。

- 1 合宿や国際大会にかかる参加経費については原則個人負担とする。但し、強化事業及び寄付があるときは軽減されることがある。(強化委員会強化指定選手に基づく)
- 2 本連盟が推薦し、日本パラリンピック委員会が派遣する総合国際大会(パラリンピック、アジアパラ競技大会等)は原則として日本パラリンピック委員会負担であるが、一部負担金を徴収することがある。

付則

この規程は平成28年2月22日施行

平成28年10月1日 一部改正